

兵庫県公報

令和7年6月24日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

人事委員会規則	ページ
○ 職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則	1
人事委員会告示	
○ 職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	2

公布された法令のあらまし

◎職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第4号）

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の子育て支援に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴い、所要の整備を行うこととした。

人事委員会規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月24日

兵庫県人事委員会

委員長 大久保 和 代

兵庫県人事委員会規則第4号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年兵庫県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第4章 休暇（第12条―第26条）

第5章 雑則（第26条の2―第28条）」

を

「第4章 休暇（第12条―第26条）

第4章の2 職員に対する意向確認等（第26条の2）

第5章 雑則（第26条の3―第28条）」

に改める。

第18条の2第2項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第18条の3第2項中「介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（」を削り、「規定による」の右に「同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する」を加え、「日について」を「日の介護時間について」に、「当該」を「1日につき」に、「時間）」を「時間」に改める。

第26条の3を第26条の4とし、第26条の2を第26条の3とし、第26条の次に次の章名及び1条を加える。

第4章の2 職員に対する意向確認等

（3歳に満たない子を養育する職員に対する意向確認等に係る期間）

第26条の2 条例第21条の2第2項に規定する人事委員会規則で定める期間は、対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。

（職員の子育て支援に関する規則の一部改正）

第2条 職員の子育て支援に関する規則（平成21年兵庫県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条の2中「会計年度任用職員であって、1日につき定められている勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある」を削る。

（会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正）

第3条 会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年兵庫県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第63条第3項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第65条第3項中「介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（を削り、「規定による」の右に「同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する」を加え、「日については」を「日の介護時間については」に、「当該」を「1日につき」に、「時間）」を「時間」に改める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年6月24日

兵庫県人事委員会

委員長 大久保 和 代

兵庫県人事委員会告示第4号

職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程

職員の給与に関する実施規程（昭和35年兵庫県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第23条第3項第3号中「33号給」を「17号給」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。